

締約国に関する情報 MZ	モザンビーク	附属書 B 1 MZ
一般情報		

国内官庁の名称	Industrial Property Institute (IPI) (Mozambique) (産業財産機関 (IPI) (モザンビーク))
所在地	Rua Consiglieri Pedroso, 165, P.O. Box 1072, Maputo, Mozambique
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号	(258-21) 354 900, (258-82) 301 43 74, (258-84) 300 62 15
電子メール	ipi@ipi.gov.mz
インターネット	http://www.ipi.gov.mz
ファクシミリ装置	(258-21) 354 944
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置又は電子メールによる提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から1か月以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし
モザンビークの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ARIPO事務局又はWIPO国際事務局
モザンビークが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：産業財産機関 (IPI) (モザンビーク) ARIPO保護：ARIPO事務局
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許, 実用新案 ARIPO：特許, 実用新案 (実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に追加して求めることができる)

[次頁に続く]

<sup>1</sup> WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

M Z	モザンビーク (続き)	M Z
国内官庁が認める手数料の支払方法	預金口座, 銀行送金又はデビットカード	
国際型調査に関するモザンビークの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	産業財産公報に(特許の要約説明書を伴い)公示が行われた日から仮保護が適用される(産業財産法第82条を参照)	
モザンビークが指定(又は選択)されている場合の有益な情報		
国内保護について		
モザンビークが指定(又は選択)されている場合に発明者の氏名(名称)及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的財産機関(AP)を参照		